

グループホームりんどう重要事項説明書

＜令和7年9月16日現在＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-77-2711（午前8時30分～午後5時30分）

担当 管理者 大橋 麻美

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. グループホームりんどうの概要

（1）提供できるサービスの種類

名称	グループホームりんどう
所在地	群馬県邑楽郡板倉町細谷202
介護保険指定番号	群馬県 1073100545
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護事業

（2）同事業所の職員体制

管理者 1名（介護従業者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

介護従業者 10名（常勤7名のうち1名は計画作成担当者と兼務、1名は管理者と兼務、非常勤3名）

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

計画作成担当者 介護支援専門員1名（介護従業者と兼務）

計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

（3）同事業所の設備の概要

定員	9名	居室	9室
食堂（共同生活室）	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽	談話スペース	2カ所
事務室	1室	図書スペース	1カ所

3. サービス内容

1 入居者の心身の状況に応じた介護

2 食事その他の家事等（入居者と共同で行うよう努めるものとする。）

3 入居者の趣味・嗜好・生活歴に応じた活動の支援

4 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等

5 その他入居者に対する便宜の提供

4. 料金

（1）利用料

詳細は、別紙料金表に記載してあります、ご参照下さい。

（2）支払い方法

毎月10日過ぎに前月分の請求を致しますので、月末までにお支払い下さい。

お支払い頂きますと、領収書を発行致します。

支払い方法は、自動口座振替となります。

5. 当センターの特徴等

(1) 運営の方針

我国は、世界で類を見ない程の高齢化社会を迎えようとしています。当地方も早急な老人福祉対策が不可欠なものとなっています。

当施設は、老人福祉の理念に基づき、居宅において常時介護をうけることが困難な者を収容し、介護をすることを目的としております。

当施設は、入居者の福祉増進を図るため、常に機能の充実と福祉サービスの向上に努めるため、次の目標実現に努力します。

- ① 人格を尊重し、健全で安らかな生活が送れるよう目指す。
- ② 家庭的雰囲気を作り、楽しい日常生活ができるよう目指す。
- ③ 心身の機能に目を向け、介護機能を生かし自立を目指す。
- ④ 地域及び保健医との連携を深め、地域福祉の拠点化を目指す。
- ⑤ 愛情、協力、自立を目標に、入居者・職員が一体となるよう目指す。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性職員の有無	○	
苦情処理体制	○	
従業員への研修の実施	○	年に数十回施設内・外の研修を開催参加
サービスマニュアルの作成	○	
入居者健診の実施	○	

7. 緊急時の対応方法

※ご入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

※緊急連絡先については、契約書別紙の緊急連絡先にご記入下さい。

8 (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、指定訪問介護の提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

9 (身体拘束等の原則禁止)

- 1 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

10 (業務継続計画の策定等)

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 1 (個人情報の保護)

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする

1 2. 非常災害対策

(1) 防災時の対応

管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。入居者は非常災害対策に可能な限りしなければならない。

(2) 防災設備

自動火災報知設備・誘導灯・消化器・非常放送設備・非常通報設備・
スプリンクラー設備・非常用屋外サイレン設備

(3) 防火訓練を年に2回実施

9. サービス内容に関する苦情等

当センターのサービスに関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者か、下記窓口までお申し出下さい。

◎当センターご入居者相談・苦情担当

☆サービス相談窓口☆

電話番号 0276-77-2711 担当者 管理者 大橋 麻美
(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30)

◎その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
定期的に研修を実施

第三者評価の実施について

○第三者評価の実施 有

○第三者評価の開示 有

(グループホームりんどう内にて直近の評価を開示)

○実施機関

群馬県より委託を受けた評価機関

特定非営利活動法人群馬社会福祉評価機構

群馬県前橋市新前橋町13-12

板倉町役場 ☎0276-82-1111 館林市市役所 ☎0276-72-4111

1 0. 当法人の概要

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 名称・法人種別 | 社会福祉法人 ポプラ会 |
| (2) 代表者役職・氏名 | 理事長 堀 越 裕 一 |

(3) 本部所在地・電話番号 群馬県館林市田谷町1187-1
0276-77-2230

(4) 定款の目的に定めた事業

① 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム クローバー荘の設置経営
軽費老人ホーム ケアハウスマーガレットの設置経営
特別養護老人ホーム ミモザ荘の設置経営
軽費老人ホーム ケアハウスヒマワリの設置経営
認知症対応型共同生活介護 グループホームタンポポの設置運営
認知症対応型共同生活介護 グループホームりんどうの設置運営

② 第二種社会福祉事業

ア) 老人通所介護事業 (クローバー荘・ミモザ荘・あざみ・メープル)
イ) 老人短期入所生活介護事業 (クローバー荘・ミモザ荘・あざみ)
ウ) 老人介護支援センター (クローバー荘)
エ) 老人訪問介護事業 (ミモザ荘・あざみ)
オ) 老人通所介護事業 (デイサービスりんどう・あざみ)
カ) 在宅介護支援センター (ミモザ荘)

③ 公益を目的とする事業

ア) 居宅介護支援 3カ所
イ) 訪問入浴介護 1カ所

.....契約をする場合は以下のことを確認すること.....

令和 年 月 日

グループホーム入居にあたり、入居者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。契約を証するため、本書を2通作成し、利用者・事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

<事業所>

所在地	群馬県邑楽郡板倉町細谷202	
名称	グループホームりんどう	
法人名	社会福祉法人 ポプラ会	
代表者名	理事長 堀越 裕一	印
説明者	グループホームりんどう管理者	
	氏名 大橋 麻美	印

私は、契約書および本書面により、事業所からサービスについての重要事項の説明を受けました。

入居者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	